

奨学生募集要項（2025年度）

No.

61

神戸大学推薦枠（A区分）

| | | | |
|-------------------|---|-------|-----------------------|
| 奨学団体名 (奨学金名称) | 西村奨学財団 | | |
| 2025 募集依頼人数 | 2名（全国で16名程度） | | |
| 募集学年 | 学部1年生 | | |
| 募集学部・研究科 研究分野等 | 全学部 | | |
| 大学締切時期 | 神戸大学推薦枠（A区分）申請要項参照 | | |
| 給付 | 月額 70,000円 | 貸与 | 無 |
| 授業料相当額支給 | 無 | | |
| (採用時) 一時金 | 無 | | |
| 併給 | 一部可 | 年齢制限 | 30歳未満 |
| 就労制限 | — | 出身地制限 | 大阪府下に居住、又は大阪府の戸籍を有する者 |
| その他応募条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・財団の趣旨を深く理解し、将来アジアの発展、更には国際社会に貢献する志を持つ者 ・地方公共団体の奨学金との併給は不可 ・成績基準あり（高校2～3年生の成績が3.50以上） ・所得基準あり（目安 [4人世帯] 合計所得額が600万円以下） ・大学から推薦された場合は、小論文を提出すること（テーマは募集要項参照） ・採用された場合は、財団が奨学生として採用している留学生との積極的な交流（財団主催行事への参加等）を図り、日本とアジア諸国の国際相互理解の促進・国際交流を深めるように努めること | | |

公益財団法人西村奨学財団 2025年度（令和7年）奨学生応募要項（日本人学生用）

公益財団法人西村奨学財団（以下「当法人」という）は、大阪府内に居住若しくは大阪府の戸籍を有し、当法人が指定する大学において、国際相互理解の促進・国際交流に寄与したいと考える日本人学生を下記により募集する。

1、目的

この奨学金制度は、学業人物共に優秀で、健康でありながら経済的理由による修学が困難な学生でアジア諸国との国際相互理解、国際交流、国際社会に貢献する志を有する者に対し、奨学金援助を行うことにより、勉学・教育を継続させることを目的とする。

2、応募者の資格及び条件

(1) 出願資格 財団の趣旨を深く理解し、国際相互理解、国際交流に志を有する者で以下の条件を満たす者。他奨学金の併給は、政府機関又は他民間財団は可、地方公共団体は不可

- 1 年令 30歳未満（4月1日）現在の者
- 2 成績基準・所得基準が当財団の定める基準を満たしている者。
- 3 学業人物共に優れ心身共に健康で、学長推薦を受けられる者。
- 4 大阪府下に住居を有する、もしくは大阪府の戸籍を有する者。

(2) 募集定員 16人 （経済状況に応じて、変動する）

3、奨学金の種類 （本奨学金は、返済不要の給付制です。）

大 学 生

金 額 月額 7万円

対象学年 原則、指定校となっている大学の学部1年次を対象とする

期 間 奨学生採用開始月から最短修業年限とする。

4、支給方法 原則として3ヶ月毎に、本人名義の銀行口座に振込み

※初回のみ、7月初旬になることがある。

5、奨学生の採否及び通知

応募学部生については、学業成績、健康状態、家庭環境等出願書類から総合的に検討し、選考委員会による志望動機・小論文・自己推薦書等総合的判断による選考を経て理事長が採否を決定する。また、採否決定は6月中旬頃に大学を通じて通知します。

注記）個人または家族から当財団への問合せにはお答え致しかねます

6、応募手続

奨学生志願者は下記の書類を在籍校を通じ、当法人事務局にその指定する

期 限： 2025年5月23日（金曜日）必着までに提出する

（注記）提出された書類は一切返却出来ません、また個人の直接応募は認められません

(1) 奨学生申請書（所定の用紙に本人が記入したもの）

写 真（最近6ヶ月以内に撮影のものを「5×4 cm上半身・正面・脱帽」申請書に貼付）

(2) 住民票 ※世帯主及び続柄の記載があり、生計を一にする家族全員分（※本籍記載要、個人番号不要）

(3) 在籍証明書 【原本】

(4) 成績証明書 ※1年生は高校の成績証明書又は調査書（卒業見込みは不可）

(5) 所得証明書 出願時の所得証明書類（源泉徴収票、確定申告書 他）

(6) 同意書 ※奨学生申請書の申請印と同一の印鑑押印

(7) 自己推薦書

(8) 小論文 ① 「将来アジア諸国並びに日本社会に対して、どのような貢献をしていきたいか」

※テーマ選択 ② 「国際社会貢献、国際交流に対しどのような事を実現したいか」

<最重要point>

小論文への、引用については最新の注意を払ってください。出典元の付記および原典からの引用の遵守を守り、必ず直接・間接引用に関わらず出典元を記載ください。

<応募手続の注意事項>

上記の申請書等が、全て完全且つ正確に記載されていない場合又は、付属書類が完全に揃っていない場合は受理しないことがある

7、奨学生の義務

奨学生として採用された者は、次の各号に該当する書類を当法人理事長宛に提出しなければならない

(1) 保証人連署の誓約書および振込申請書および令和5年度課税所得証明書(令和4年分)を提出 採用通知を受けてから10日以内

(2) 学年末成績証明書の提出 (今年度から、GPAを提出してください) 必要時、当法人から要請

(3) 生活状況報告書の提出 必要時、当法人から要請

(4) 奨学生が次の各号の一に該当する事由が生じた場合 速やかに提出する事

① 海外留学、休学、復学、転学もしくは退学したとき

② 長期にわたって欠席したとき

③ 停学、留年その他の処分を受けたとき

④ 住所その他重要な事項に変更があったとき

8、奨学金支給の休止、停止、廃止

奨学生が次のいずれかに該当する場合、理事会の決定により奨学金の支給を休止、停止又は廃止することがある

- (1) 奨学生が休学し、又は長期に亘って欠席したときは奨学金の交付を休止する
- (2) 奨学生の学業又は性行などの状況により、指導上必要があると認めるときは、奨学金の交付を停止する
- (3) 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在籍校推薦者の意見を徴して奨学金の交付を廃止する
 - ① 傷痍疾病、留年などのため成業（最短修業年限での卒業）の見込みがなくなったとき
 - ② 学業成績又は素行が著しく不良になったとき
 - ③ 奨学金を必要としない理由が生じたとき
 - ④ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
 - ⑤ その他奨学生としての資格を失ったとき

9、注意事項

- (1) この要項に記載してある事項について不明な箇所、またはこれ以外で、疑問があれば、当法人に文書で照会のこと
- (2) 本奨学金は、あくまで奨学生本人の勉学を奨励、支援するために支給するものであることから、奨学生においては支給目的に沿わない使い方をしないよう十分に心がけること
- (3) 奨学生は、当財団が奨学生としている留学生との積極的な交流を図り日本とアジア諸国の国際相互理解の促進・国際交流を深めるように努めること

10、問い合わせ先

〒540-8530 大阪中央区十二軒町5番12号 マンダムビル内
公益財団法人 西村奨学財団 事務局
Tel、fax 06-6767-1117 E-mail:nishimura1999@nisf.or.jp

個人情報について

当財団が奨学事業に関して取得する個人情報は、当財団の奨学生選考、奨学事業に関する業務に限定して使用されます。お預かり致します個人情報に関しましては、個人情報保護に関する法令・規範及び当財団の個人情報保護方針を遵守し、適切に利用管理致します。